

インド特許審査期間の最新動向

～ 2016年特許規則改正前後の分析結果を踏まえて～

GLOBAL IP India インド弁護士・弁理士 Kshitij Malhotra
グローバル・アイピー東京特許業務法人 代表弁理士 高橋 明雄

特許の審査遅延が問題となっていたインドは、近年、審査官増員と特許規則改正により、審査滞貨の削減に取り組んでいる。著者らが分析したデータによれば、今後、審査滞貨が大幅に削減され、特許審査期間の短縮に繋がる傾向が確認された。本稿では、最新の分析データに基づき、インド特許審査期間の動向を説明する。

1. はじめに

近年、インド特許庁（以下、「特許庁」）の審査遅延が大きな問題となっている。米国のような審査遅延に相当する特許の存続期間を調整する制度が存在しないインドでは、審査遅延により特許権者が独占排他権の利益を十分に享受できず、特許庁の審査遅延に不満を抱く出願人も少なくない。

本稿では、審査遅延の背景を振り返りつつ、特許庁の公式ウェブサイトから入手可能なデータを分析することにより、インド特許審査期間の最新動向を説明する。

2. 背景

2.1 審査遅延の背景

審査遅延の最大の原因は、審査官不足である。最近10年でインド特許出願件数は年々増加している。これに対し、2002年と2003年に多くの審査官を採用したものの、その後、2012年までの10年もの間、審査官がほとんど採用されていなかった¹。

そのため、出願から登録までの平均審査期間が5年～7年、2015年時点の審査滞貨が約20万件に膨れ上がっていた。

2.2 審査滞貨削減への取り組み

審査遅延の問題は深刻であり、2013年に日本企業がデリー高裁へ特許庁に対する訴えを提起し、デリー高裁はインド政府に対して特許庁の審査遅延に関する委員会の設置を命じた²。これ

1 <http://www.businessstoday.in/magazine/features/we-can-clear-the-patent-backlog-within-next-two-years/story/249173.html>

2 Nitto Denko Corporation V. Union of India, Delhi High Court, W.P.(C) 3742 & 3756/2013